

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとその翌日)

◇ 告 示

目 次

- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
- 鳥取県国土調査事業補助金交付要綱の廃止
- 豚等の移入を禁止する区域の指定
- 森林法第八十九条の規定による告示
- 土地改良区の役員就任
- 土地改良事業の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 基本測量の実施を終わつた旨の通知
- 土地の用途廃止

告 示

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
道路の位置の指定
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

鳥取県告示第七十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋 九七四	昭和四十六年十二月一日

鳥取県告示第八十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一六四一号	阿部重郎	昭和四十六年十二月三日
" 一六四二号	平川訓己	" "
" 一六四三号	赤松凱彦	" "
" 一六四四号	金新一	" "
" 一六四五号	吉田恭弘	" "
" 一六四七号	永井健吾	" "
" 一六四八号	岩井宣健	" "
鳥国薬第二六一号	井田玲子	" 七日

鳥取県告示第八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり医師を定めたので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示す

る。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
眼科	佐古恒徳	米子市加茂町二丁目二六
内科	山出晴成	米子市錦町一丁目三九
内科、消化器科	米原忠徳	西伯郡会見町諸木二五六
眼科	中林英郎	米子市末広町 米子鉄道病院
外科	石原乙夫	米子市末広町 米子鉄道病院

鳥取県告示第八十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先
整形外科	古沢正治	鳥取市尚徳町 鳥取赤十字病院

鳥取県告示第千八十三号

鳥取県国土調査事業補助金交付要綱(昭和三十三年三月鳥取県告示第十七号)は、廃止する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千八十四号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

愛媛県新居浜市

鳥取県告示第千八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第一項の規定に基づき保安林の解除の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不分明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を郡家町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八頭	郡	保安林の所在場所	分明である最後の森林所有者
郡家	町		
姫路	大字		
石ヶ谷	字		
八〇五一二四	地番		
鳥取市西町	住 所		
中村 督良	氏 名		

鳥取県告示第千八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

関金土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	大本 正 顕	東伯郡関金町大字明高一、一九四番地
"	谷 本 貞 雄	八七八"
"	高 倉 豊	堀二、九二三"
"	繁 原 重 治	一、八八六"
"	増 田 義 人	二、二六六"
"	茅 原 延 好	一、八九三"
"	山 田 紀 久	今西一、〇四四"
"	世 瀬 隆 徳	泰久寺一四六"
"	加 藤 登	松河原一、二〇三"
"	山 谷 幹 男	大鳥居六五四"

藤井恒好	八〇二
池本賢藏	安歩五四五
西村正	関金宿五一〇
遠藤昭典	関金宿七一三
加藤政夫	二七九
光村大藏	松河原九九五番二地
小林章人	倉吉市志津二〇六番地
監事 日野緑般	東伯郡関金町大字明高八四二
加藤幸義	松河原一、二〇一
鳥飼貞好	七五五

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十六年十二月一日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第千八十七号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(高山地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千八十八号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良(宮谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千八十九号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(津無地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市公設地方卸売市場建設工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市安長字桶屋田、前新田、高畑及び吉右衛門田

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所

鳥取県告示第九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業地域

東伯郡三朝町

三 終了年月日

昭和四十六年十二月四日

鳥取県告示第九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月二十一日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

米子市福市字二新庄五五六ノ八番地先から同市福市字二新庄五六七ノ一五番地先まで

(平方メートル)

九四・八三

用途

道路敷

鳥取県告示第九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月二十一日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下タ七〇四番地先から同町大字智頭字妙法寺下タ七〇五番地先まで
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下タ八三〇番地先から同町大字智頭字妙法寺下タ八五四番地先まで
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下タ七〇四番地先から同町大字智頭字妙法寺下タ七〇五番地先まで
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下タ八二九ノ一番地先から同町大字智頭字妙法寺下タ八五六ノ一番地先まで

(平方メートル)

七二・二五

七七・七六

七・八〇

一一・九〇

用途

道路敷

道路敷

水路敷

水路敷

鳥取県告示第九十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、鳥取市面影団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十六年七月二日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市大杖の一部

鳥取市東今在家の一部

四 土地区画整理事業の名称

鳥取市面影団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十六年六月二十五日

六 変更認可の年月日

昭和四十六年十二月二十三日

鳥取県告示第九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年十二月二十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市角盤町 三丁目一八五 三光商事有限公司 代表取締役 高野 弘	米子市福市字中尾谷五四三ノ一 五四三ノ三 五四三ノ四 五四三ノ一三 五四三ノ二一 五四九ノ二 五五四ノ二の一部 字二新庄五五六ノ四 五五六ノ五 五五六ノ六 五六七ノ一 五六七ノ三 五六七ノ九 五六七ノ一 五六七ノ一四 五六七ノ三四 五六七ノ三六 五六七ノ三九 五六九ノ四 五六九ノ七 字四ツ塚谷一六三ノ三 一六三ノ四 一六三ノ三 地先水路	幅員 四・〇〇メートル 五・〇〇メートル 延長 三四九・四〇 メートル

鳥取県告示第九十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年一月十七日から施行する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行浦安支店 東伯郡東伯町大字浦安 東伯郡のうち
株式会社山陰合同銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字八橋 東伯郡のうち
ち東伯町 収納及び支払事務」を「株式会社山陰合同銀行浦安支店 東伯
ち東伯町 収納及び支払事務」
郡東伯町大字徳万 東伯郡のうち東伯町 収納及び支払事務」に改める。

鳥取県告示第九十七号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年一月十七日から施行する。

昭和四十六年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社扶桑相互銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字徳万 株式会社山陰合同銀行八橋支店」を「株式会社扶桑相互銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字徳万 株式会社山陰合同銀行浦安支店」に改める。